

## **[事案 29-289] 確定年金割増請求**

・平成 30 年 6 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

10 年確定年金の合計金額が設計書記載の金額であることの確認を求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 5 月および同年 7 月に契約した一時払終身保険について、以下等の理由により、10 年確定年金の合計額が設計書記載の金額であることを確認したい。

- (1) 募集人から、一時払終身保険は 65 歳に達すれば全額年金に移行できる。その年金金額は約 53 万円で、10 年確定年金で総額約 539 万円になるとの説明を受けた。
- (2) 539 万円が確定された金額かどうか、募集人に何度も念を押して確認し、募集人から「確定」である旨を受け、確認の証拠として、募集人は付箋紙に「ご契約後 5 年目より年金受取総額 539 万円」と自筆で書いた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 約款により、年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算するものとされている。
- (2) 申立人が所持している設計書においては、65 歳時の年単位の契約応当日に年金移行した場合の金額について、全ての金額に「約」を付けて記している。加えて、年金額について将来の支払額を約束したものではないことを表す説明書きを付している。更に、「年金額は保険の加入時点で定まるものではありません。」「例示している年金額を大きく下回る可能性があります。」という文言を赤字で明記している。
- (3) 募集人は、設計書に記載してあるとおりに年金額を説明したものであり、虚偽の説明や断定的な説明は行っていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書記載の確定年金額が確定額である契約が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。